

全国ホームヘルパー協議会通信

発行：全国ホームヘルパー協議会（事務局：全国社会福祉協議会 地域福祉部）

Tel 03 3581 4655 Fax 03 3581 7858

E-mail : z-chiiki@shakyo.or.jp <http://www3.shakyo.or.jp/hhk/index.htm>

介護保険制度の見直し等に関する意見書を提出しました

現在、社会保障審議会・介護保険部会を中心に進められている介護保険制度の見直しに関して、本会としての意見を取りまとめ、10月25日、厚生労働省老健局長に提出しました。

今後は、引き続き来年度にかけて社会保障審議会・介護給付費分科会等において介護報酬・運営基準等の議論が行われる予定となっていることから、検討の状況に応じて、必要な意見提出・要望を行っていく予定です。

今回提出した要望書の概要については下記のとおりです。なお、要望書全文は本会ホームページに掲載しています。

1. 介護従事者の処遇改善を図る介護報酬の設定

事業所が先の見通しを持って、介護従事者の処遇改善やキャリアパスの構築を計画的に取り組むことができる報酬設定とすべき。その際、処遇改善交付金により改善された処遇が維持できるよう介護報酬に反映すべき。

2. 区分支給限度基準額の運用改善

認知症高齢者や高齢者のみの世帯・一人暮らし世帯の高齢者について、利用者の状況により必要と判断される場合は、限度額を超えて保険給付サービスが利用できるように見直すべき。

3. 介護予防訪問介護事業の保険給付の継続

介護予防訪問介護事業は、初期の認知症等、生活上の援助が必要な高齢者の在宅生活の維持に大きな役割を果たしており、介護保険サービス対象として継続すべき。また、報酬体系は介護サービス費と同様に出来高払いにすべき。

4. 訪問介護の生活援助と身体介護の報酬単価統一

生活援助の提供は、利用者の自立生活を支援するために不可欠であり、利用者の個別性を踏まえ生活を支援するホームヘルパーの専門性に基づくサービス提供が必要であり、身体介護と報酬単価を統一することが必要。

5. 訪問介護における緊急時訪問加算の見直し

緊急時訪問加算の算定要件は、訪問看護と同様に 24 時間体制が取れるなどを要件とする体制加算にすべき。

6. サービス提供責任者の業務の評価

訪問介護サービスの質の維持・向上のために重要なサービス提供責任者の報酬上の評価について、現在の初回加算等では適正な評価とはいえず、実際の業務量と内容に基づいた評価が必要。また、常勤職員でなければ対応困難な業務があり、サービスの質の維持という観点から、現行以上の要件緩和はすべきではない。

7. 「24 時間地域巡回型訪問サービス」の位置づけ

現在、検討されている「24 時間地域巡回型訪問サービス」の実施は、地域性などにより限定的になると想定される。地域の実情に応じて現行の夜間～早朝の訪問介護を含めて必要なサービス提供体制が整備できるサービス体系とすることが必要。

8. 介護職員による医療行為

医療に属するケアをホームヘルプサービスの業務に位置づける場合は、現場の意見等を十分に踏まえて、業務実施に必要な研修や実施体制等を整備し制度上の対応を図るべき。

全社協が全国ヘルパー協等との協力により「たんの吸引等試行事業」を実施します

全社協では、全国ヘルパー協と身体障害者施設協議会の協力のもと、前号でお伝えした「介護職員等によるたんの吸引等の実施のための制度の在り方に関する検討会」に基づき国が行なう「介護職員によるたんの吸引等試行事業」を受託実施することとなりました。全国ヘルパー協からは、会員が所属する岐阜県・大垣市社協と熊本県・合志市社協において、それぞれホームヘルパー 2 名が、各社協の訪問看護事業所の看護師と連携して試行事業を実施することとしています。

全社協の試行事業は、上記 2 事業所のほか、障害者生活支援施設 5 事業所、福祉ホーム 1 事業所、居宅介護事業所 1 事業所の合計 7 事業所で実施します。それぞれの事業所から選ばれたホームヘルパー等 20 名の介護職は、11 月 22～25 日、11 月 30 日～12 月 4 日の計 9 日間・約 50 時間にわたる研修会に参加し、必要な医学的知識やたんの吸引等の具体的な実施手順などを学んだ後、各事業所において指導看護師等の指導のもとでたんの吸引等の業務を実習します。また、この実施に先立って、実地指導等にあたる看護師等を対象とした国の研修会が本日（10 月 29 日）に開催されました。

本協議員通信は、協議員、各県事務局宛にお送りしております。